

建設業許可取得後に必要な手続について

新潟県

建設業の許可を受けた皆様に守っていただくべきことについてのご案内です。

⚠️ 必ずお読みください ⚠️

建設業の許可を受けた事業者には、一定額以上の建設業の営業が認められる一方で、適正な業務運営を行うために遵守すべき義務が定められています。

許可取得後は、これらの内容を十分に理解し、日々の業務の中で確実に実践してください。

なお、これらの義務に違反した場合は、法令に基づき処分や罰則の対象となることがありますので、特にご留意ください。

建設業許可取得後の義務のうち代表的なもの

許可行政庁への
届出義務

標識の掲示、帳簿の
備付・保存の義務

契約締結に関する義務

工事現場における施工
体制等に関する義務

義



務

下請代金の支払いに
関する義務

監督処分や罰則について

届出をしない、虚偽・不正な届出をした場合

指示処分や営業停止処分の対象となる（建設業法第 28 条）。

虚偽記載など不正手段で許可を取得した場合

許可取消処分の対象となる（建設業法第 29 条）。

事実と異なる申請・届出、または変更届の不提出

許可取消等の監督処分に加え、6 月以下の懲役または 100 万円以下の罰金の罰則対象となる（建設業法第 50 条）。

建設業許可の申請書類の作成にあたって

「新潟県建設業許可の手引き」をよくお読みのうえ、正確に記載、作成してください。

許可申請書及び変更届出書の控えは、次回の更新時まで保管してください。

詳しくは、

新潟県建設業許可

検索

書類の作成を他者に委任する場合

行政書士法では、「行政書士以外の者が業として申請書類を作成する」ことは認められておりません。

申請に必要な書類の作成を他者に委任する場合は、必ず行政書士へ依頼してください。

1 許可行政庁への届出義務

(1) 決算に係る変更届出書

毎事業年度終了後4月以内に、決算に係る変更届出書を提出してください。

必要な事業年度終了届出書の提出がなされていないと、更新の申請をすることができません。

(2) 上記以外の変更届出書

許可申請書の記載事項に変更が生じた場合は、変更届出書を提出してください。

特に、経營業務の管理責任者や営業所技術者等の変更は許可要件に関わるため、届出の遅れに十分注意が必要です。

以下の事項に変更があった場合、2週間以内に届出

- ・経營業務管理責任者や営業所技術者等が変更したとき
- ・令3条の使用人が変更したとき
- ・欠格要件に該当したとき
- ・健康保険等加入状況の変更（加入人数の変更を除く） など

以下の事項に変更があった場合、30日以内に届出

- ・役員等（株主も含む）の就任及び退任
- ・商号・名称、住所・所在地、資本金の変更 など

(3) 廃業届

現在受けている許可業種の一部を廃業する場合、又は建設業許可を廃業する場合は、廃業届を提出してください。

2 更新申請

建設業許可の有効期間は5年間です。更新手続は、有効期間が満了する日の3か月前から30日前までの間に行う必要があります。期限を過ぎると許可が失効し、再度新規申請が必要となるため、余裕をもって申請してください。

3 般・特新規申請、業種追加申請

(1) 般・特新規申請

建設業許可は、「一般建設業」と「特定建設業」の許可に分かれています。一般建設業や特定建設業の許可を新たに取得する場合は、般・特新規申請を行ってください。

(2) 業種追加申請

現在受けている許可業種以外の業種について新たに許可を取得する場合は、業種追加申請を行ってください。

※般・特新規申請や業種追加申請を更新申請と同時に行う場合は、有効期間満了の30日前までに申請しなければなりません。

4 許可換新規申請

許可取得後に「他の都道府県に支店・営業所を新設した場合」、「他の都道府県へ主たる営業所を移転した場合」は、許可換え申請が必要です。

5 建設業許可証明書

建設業の許可通知書は、代表者が変更された場合や紛失した場合であっても再発行しません。建設業の許可を受けていることの証明が必要な場合は、「建設業許可証明書」(有料)を提出してください。

6 経営事項審査

経営事項審査とは、国や地方公共団体、または公共性の高い団体（土地改良区、東日本高速道路株式会社 等）が発注する建設工事を、発注者から直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です。

有効期間が切れないよう、事業年度終了後5月以内に申請してください。有効期間が失効している場合は、たとえ入札参加資格者名簿に登載されていても、発注者と契約を締結することはできません。

新潟県土木部 監理課 建設業室審査係 電話： 025-280-5387

新潟県 経営事項審査

検索

7 事業者登録（解体工事業登録、浄化槽工事業登録、電気工事業登録）

次の建設業については、軽微な建設工事（建設業法施行令第1条の2）のみを請け負う場合であっても、事業者登録を受けなければなりません。

（1）解体工事業登録

解体工事業を営もうとする者は、「土木工事業、建築工事業、解体工事業」のいずれかの建設業許可を受けている場合を除き、工事区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

また、解体工事業の登録を受けている者が、その後「土木工事業、建築工事業、解体工事業」のいずれかの建設業許可を取得した場合には、速やかに解体工事業登録に係る廃業届を提出してください。

新潟県土木部 監理課 建設業室審査係 電話：025-280-5387

新潟県 解体工事業登録

検索

（2）浄化槽工事業登録、届出

新潟県内で浄化槽工事を営む場合は、県内に営業所があるか否かに関わらず、浄化槽工事業の「登録」又は「届出」が必要となります。

浄化槽工事業を営もうとする者は、「土木工事業、建築工事業、管工事業」のいずれかの建設業許可を受けている場合を除き、工事区域を管轄する都道府県知事の浄化槽工事業の「登録」を受ける必要があります。

また、「土木工事業、建築工事業、管工事業」のいずれかの建設業許可を受けている方が新たに浄化槽工事業を開始する場合は、都道府県知事への特例浄化槽工事業の「届出」が必要となります。

新潟県土木部 監理課 建設業室審査係 電話：025-280-5387

新潟県 浄化槽工事業登録

検索

(3) 電気工事業者の届出、通知

電気工事業を営もうとするすべての者は、届出等が必要となります。建設業許可を受けた建設業者であっても、別途、電気工事業法の手続（みなし登録電気工事業者または、みなし通知電気工事業者）を行う必要があります。

新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 新エネルギー資源開発室

電話：025-280-5266

新潟県 電気工事業登録

検索

8 標識の掲示、帳簿の備付・保存の義務

(1) 標識の掲示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限ります。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければなりません。

（別表1）

(2) 帳簿の備付・保存の義務

建設業の許可を受けた者は、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を営業所ごとに備え付ける義務があります。これらの帳簿は、目的物の引渡しから原則5年間、ただし発注者と締結した新築住宅工事に関するものは、目的物の引渡しから10年間の保存が求められます。

(3) 営業に関する図書の保存

建設業の許可を受けた者は、営業所ごとに営業に関する図書を備え付け、目的物の引渡しから10年間の保存が求められます。

9 契約締結に関する義務

請負契約の締結に関しては、工事開始前に必ず書面で結び、必要事項を契約書に明記しなければなりません。

また、注文者は自分の立場を不当に利用して原価を下回る金額で契約を締結したり、資材の購入先を指定して請負人に不利益を与えてはいけません。

建設業者も、正当な理由がない限り、工事原価を下回る金額で契約してはならないとされています。

10 工事現場における施工体制等に関する義務

(1) 工事現場への主任技術者等の配置義務

建設業の許可を受けた許可業者は、元請・下請の別に関わらず、すべての工事現場に主任技術者や監理技術者を配置しなければなりません。

(2) 工事現場への主任技術者等の専任配置義務

個人住宅を除くほとんどの工事において、請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）になる場合、工事現場ごとに主任技術者または監理技術者を専任で配置する義務があります。

(3) 一括下請の禁止

請け負った工事を一括して他人へ下請負すること、また他人から工事を一括して下請負することは、いずれも禁止されています。

(4) 特定建設業許可業者に関する義務

ア 施工体制台帳・施工体系図の作成義務

発注者から直接工事を請け負った建設業者は、公共工事で下請契約を締結した場合、または民間工事で下請に出す金額の合計が 5,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）になる場合に、施工体制台帳を作成する必要があります。

イ 下請負人への指導義務（努力義務）

発注者から直接工事を請け負った建設業者は、工事に係るすべての下請業者に対して法令遵守を指導するよう努める必要があります。また、下請業者が法令違反を改めない場合には、その事実を行政機関へ通報しなければなりません。

11 下請代金の支払いに関する義務について

(1) 下請代金の支払期日に関する義務

注文者から請負代金の出来高払または竣工払を受けたときは、その支払いの対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を 1 か月以内に支払わなければなりません。

(2) 特定建設業許可業者に関する義務

上記（1）の支払期日、または、下請負人（特定建設業者又は資本金額が 4,000 万円以上の法人であるものは除く。）からの引渡し申出日から起算して 50 日以内の支払期日いずれか早い期日以内に下請代金を支払わなければなりません。

その他、建設工事の契約、下請発注、支払等に関しては、（別表 2）の建設業法及び関連通達等を遵守し、適正な営業、施工を行ってください。

【問い合わせ先】

●建設業許可に関すること

新潟県土木部監理課建設業室 審査係 電話：025-280-5387

●上記のほか、建設業法に関すること

新潟県土木部監理課建設業室 企画指導係 電話：025-280-5386

以下の新潟県ホームページでご案内しています。

建設業許可に関する情報（申請・届出様式等）について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1208278873103.html>

建設業を行うために知っておくべき情報

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1195661748776.html>

(別表1)

様式第二十八号 (第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

35 cm 以上

40 cm 以上

記載要領

「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

ここに入る数字及び許可年月日は更新するたびに変わります。

様式第二十九号 (第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工場の現場に掲げる場合

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事許可()第 号
許可年月日	

25 cm 以上

35 cm 以上

記載要領

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工場の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要のものを消すこと。

(別表 2)

●建設業法第 18 条 (建設工事の請負契約の原則)

請負契約の当事者はそれぞれの対等な立場における合意により契約を締結し、誠実に履行しなければなりません。

●建設業法第 19 条 (建設工事の請負契約の内容)

請負契約の当事者は契約の締結に際し、工事内容、請負代金、工期、請負代金の支払方法・時期等を書面に記載し、署名または記名押印をして相互に交付しなければなりません。

●建設業法第 19 条の 3 (不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする契約を締結してはなりません。

●建設業法第 19 条の 4 (不当な使用資材等の購入強制の禁止)

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを購入させ、その利益を害してはなりません。

●建設業法第 20 条第 1 項 (建設工事の見積り等)

請負契約を締結するに際しては、材料費、労務費などの経費並びに工程ごとの作業及び準備に必要な日数を明らかにして、工事の見積りを行うよう努めなければなりません。

●建設業法第 20 条第 3 項 (建設工事の見積り等)、建設業法施行令第 6 条第 1 項

注文者は、工事内容や請負代金の支払方法・時期等について具体的な内容を提示し、見積りに必要な一定の期間を設けなければなりません。

●建設業法第 24 条の 3 第 1 項 (下請代金の支払)

元請請負人は支払を受けたときは、下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。

●建設業法第 24 条の 3 第 3 項 (下請代金の支払)

元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

●建設業法第 24 条の 6 第 1 項 (特定建設業者の下請代金の支払期日等)

特定建設業者が注文者である場合の下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日から起算して 50 日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければなりません(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額(4,000 万円)以上の法人であるものは除きます)。

●建設業法第 24 条の 8 第 1 項 (施工体制台帳及び施工体系図の作成等)、入札契約適正化法第 15 条

元請の建設業者は、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。ただし、民間発注工事における下請契約の請負代金の総額が 5,000 万円(建築一式は 8,000 万円)未満の場合等はこの限りではありません。また、発注者の請求があったときに発注者の閲覧に供する義務や公共工事の場合には施工体制台帳の写しを発注者に提出する義務等がありますので十分な注意が必要です。